

## 協同農業普及事業の実施に関する方針（長野県）

令和8年（2026年）1月16日

### 第1 普及活動の課題と方向

本県では、「長野県食と農業農村振興の県民条例」（平成18年3月制定）に基づき、令和5年3月に策定した「第4期長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」という。）の目指す農業・農村の将来像を実現するため、農業振興施策を総合的かつ計画的に実施しているところである。

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）においては、直接農業者に接し、振興計画の目標達成及び県施策の推進や高度で多様なニーズに応えられる普及活動を展開するとともに、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月閣議決定）に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導と地域振興に向けた取組を関係機関・団体との連携と役割分担のもと実施する。

全県的に取組むべき事項は次のとおりとし、地域の実情に応じて普及活動計画へ設定する。

#### 1 皆が憧れる経営体の育成と人材の確保

人口減少に対応する戦略をまとめた「信州未来共創戦略」（令和6年12月策定）では、魅力ある農業経営体づくりを支援し、農業法人の雇用就農者拡大を推進していくとしている。子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実が必要である。

本県農業の持続的な発展に資する地域計画の実現に向けて、中核的経営体を育成し、これらの経営体が農地中間管理事業の活用などによる農地の集積・集約が出来るよう支援する。

また、本県農業を担う人材を安定的に確保するため、県内外からの新規参入者の誘致を促進するとともに、農業技術や経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進する。さらに農業法人などで就労する独立志向者が県内で円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図る。

農業法人等が雇用就農者（従業員）を安定的に確保できるよう、経営者自身のスキル向上を支援するほか、求人求職者とのマッチング支援などに継続して取り組む。

加えて、農業大学校の学習環境の改善やカリキュラムの充実を図るとともに、魅力を幅広くPRし、県内外から意欲ある学生を一人でも多く確保するとともに、県内の農業高校と連携して、本県農業を担う就農者や農業関連産業の担い手の育成を進める。

- (1) 中核的経営体や法人経営体のトヨタ式カイゼン手法などを用いた経営力向上支援
- (2) 経営体が雇用人材を安定確保するための支援及び労務管理能力の向上
- (3) 関係機関・団体との連携による農作業安全の徹底
- (4) 家族経営協定の締結等により円滑な経営継承への誘導や、働きやすい環境づくりの実現を支援
- (5) 女性農業者が意思決定の場へ参画することや、個々の能力を活かした地域活動を支援
- (6) 就農希望者の就農計画作成、技術習得や経営基盤の確保等、地域での円滑な就農支援
- (7) 新規就農者や新たに農業へ参入した企業の技術力・経営管理能力習得の支援
- (8) 組織活動等を通じた青年農業者と地域農業のリーダーの育成
- (9) 農業大学校におけるスマート農業等の教育、研修等の充実により、農業の魅力を伝え、次代の担い手育成・確保
- (10) 地域計画の実行に向けて、集落営農、農業支援サービス事業体や多様な担い手の機能強化による生産構造転換等への取組支援
- (11) 「定年帰農講座」などの開催により、農業技術や経営管理能力の習得を支援

(12) 農福連携に取り組もうとする、また、取り組む農業者への情報提供や経営安定に向けた支援

## 2 稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産

人口減少社会の到来、気候変動が及ぼす影響の顕在化、不安定な国際情勢など、本県の食と農業・農村を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。こうした情勢の中で、新たな食料・農業・農村基本法では、継続した食料の安定供給を求めている。

質と量の向上により「稼ぐ力」を高める取組を基本に、県オリジナル品種や販売力の高い品目・品種の導入、新たな技術の導入等により農業所得の向上を進める。

また、スマート農業技術の導入推進により労働生産性の向上への取組を進める。

農業生産活動の持続的な発展に向け、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境にやさしい農業の地域ぐるみの展開や、関係者の理解醸成による流通・消費の拡大を進めるほか、農業保険制度等の加入推進による経営リスクの軽減を図る。

さらに、時代の変化に応じた先進技術の迅速な普及と知的財産の保護活用により、農畜産物の安全性の確保、品質向上を進める。

- (1) マーケットニーズに応える競争力の高い農畜産物の生産振興と技術の普及
- (2) 農業版B C Pや農業保険の推進による自然災害等への備え、及び復旧・復興の支援
- (3) 経営診断に基づく低コスト・省力化生産技術、先端技術の普及
- (4) スマート農業技術を活用した経営効率の向上支援
- (5) 農業支援サービス（ドローン等先端技術を活用した作業代行、リースなど）を活用した農業経営の維持や発展を支援
- (6) 環境にやさしい農産物認証の取得、有機農業等の面的拡大への支援
- (7) 地域ぐるみでの総合的な環境農業技術（総合的病害虫雑草管理（I PM）、適正施肥等）の導入支援
- (8) 地球温暖化防止に貢献する取組及び資源循環の取組への支援
- (9) 農業生産工程管理（G A P）に取り組む経営体の育成支援
- (10) 農薬の適正使用の徹底
- (11) 家畜伝染性疾病の病原体や警戒病害虫の侵入防止対策の支援
- (12) 気候変動等に対応した生産技術や県育成品種等の普及、導入支援

## 3 マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大

県内で生産されている農畜産物やその加工品について、信州の豊かな自然環境や歴史文化などの背景と合わせ、「おいしい信州ふーど」として県内外にその魅力や価値を発信する。

併せて、生産者団体や流通事業者等の食料システム関係者等と連携を図りながら、多様なマーケットニーズに的確に対応し、「最適なタイミングかつ最高の状態」で流通・供給できる体制を構築する。

また、海外も新たな有望市場ととらえ、加工品を含めた輸出志向農業者を支援する。

- (1) 農業者のマーケティング能力強化への支援
- (2) 食品産業や飲食店等の実需者や物流業者に信頼される農業者の育成や产地体制づくりへの支援
- (3) 地域の農業資源を活かした商品化・ブランド化への支援
- (4) 輸出対象国のニーズに的確に対応し輸出に取り組む農業者の育成
- (5) 6次産業化を目指す農業者の事業計画作成支援や経営スキルアップへの支援

#### 4 農的つながり人口の創出・拡大による農村づくり

本県の魅力である豊かな自然、美しい景観を守るために、地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いを促進し、農地の有効活用を推進する。

また、多様な人材が共生・協力し合い、農村RMOの形成による農村コミュニティの活動が活発に行われ、農村で暮らす人にとって、「豊かな暮らしを実現する農村づくり」を進める。

さらに、農村の豊かな自然環境や地域資源を生かし、農泊による都市と農村の交流の場、農福連携による障がい者や高齢者などの活躍の場など、誰もが農業や自然にふれあうことができる体制と地域を支える人材づくりを進める。

- (1) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化などにより、荒廃農地の発生防止や再生・活用への取組を支援
- (2) 農村景観や農業遺産を観光資源として活用するため、市町村等との連携により魅力の発信や誘客の促進への取組を支援
- (3) 農業者と地域住民など、多様な人々が連携して行う農村コミュニティの共同活動を支援

#### 5 安全安心で持続可能な農村の基盤づくり

農業の持続的な発展に向けては、「地域計画」の策定により、明らかになった地域の課題を解決するため、担い手への農地集積に必要な農地の基盤整備が有効な施策であり、特に計画段階での支援が重要である。

また、人々の暮らしの活動域と野生鳥獣の棲み分けが進み、農林業被害や人身被害が大きく低減されるとともに、野生鳥獣の生息が自然界への負荷が少ない形で維持されるよう、地域の実態に応じた被害対策の取組を支援する。

- (1) 地域の農業を持続可能なものとするため、地域条件に合わせた基盤整備に向けた地域ぐるみの話し合い、野生鳥獣侵入防止柵の設置や緩衝帯整備等の取組を集落自らが実践できるよう支援

#### 6 食の地産地消をはじめとするエシカル消費の推進

信州の豊かな風土に育まれた農畜産物や主原料が信州産の加工食品、信州の暮らしに根差した郷土食など県産食材の価値を「おいしい信州ふーど」として県民と広く共有し、消費者には食の地産地消を推進する。

さらに、農業者や企業など食料システム関係者と連携し、SDGsの実現やエシカル消費の浸透に向け、有機農産物など環境にやさしい農産物の消費拡大を図る。

- (1) 農産物直売所等農業者と消費者との顔が見える関係づくりの推進
- (2) 旅館・ホテルや飲食店、学校給食等における信州農畜産物の利用促進への支援
- (3) 農業者が産地ならではの食し方など、地域食材の魅力を実需者や消費者に発信する取組を支援

#### 7 次代を担う世代への食の継承

生産者や関係事業者と連携・協力した食育授業や農業体験を通じて、次代を担う世代に対し、食や農に対する意識や関心、知識を高めるとともに、食の大切さが理解され、食を通じた豊かさを実感できる食育及び農育の取組を進める。

- (1) 地域の特色ある農産物を活用した伝統的な食文化の継承や、新たなメニュー開発などに取り組む女性農業者団体等への支援
- (2) 学校農園や農作業体験を通じた「食」や「農」の大切さを伝える活動に取り組む農業者や農業者団体を支援

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

普及事業に求められている課題の解決や農業者の多様なニーズに的確に対応するため、普及指導員（農業改良助長法第8条第2項各号の事務を行う者）の専門分野、経験年数及び年齢構成等を考慮し、農業農村支援センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置。以下「支援センター」という。）及び農業技術課、農業大学校に適正に配置する。

また、普及事業に携わる意欲と能力のある普及指導員を継続的に確保するため、行政や試験研究機関との人事交流に配慮するとともに、普及指導員資格未取得者も配置し、資格取得に向けた継続的な支援を行う。

さらに、経験豊富な普及指導員を積極的に再任用するなど、普及手法の伝承が継続的に可能となるよう、年齢構成に対応した効果的な体制構築に留意する。

なお、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導手当については、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保・育成を図る観点から運用するよう努めるものとする。

### 1 支援センターに配置する普及指導員等

支援センターには、地域における農業の実情や発展方向、作目構成等を考慮し、普及指導員及び普及指導員資格未取得者を適正に配置する。

### 2 農業技術課に配置する普及指導員（農業革新支援専門員）

普及指導員の中でも高度な専門性を有する者を専門技術員とし、普及活動及び主要な専門分野ごと適正に配置する。また、支援センターと連携し高度な経営課題や先端技術に対応した普及活動を行う普及指導員を広域担当として配置する。

### 3 農業大学校(農業者研修教育施設)への配置

農業大学校には、研修教育を充実し、本県農業を担う優れた農業の担い手を確保・育成するため、普及指導員を適正に配置する。

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

農業技術の高度化・専門化の進展、農業者等の多様なニーズや消費者の需要に対応できる産地づくりなど、地域課題に応じた支援・指導に当たる普及指導員等の一層の資質向上を図るため、次に掲げる事項に留意して、研修の充実強化に努める。

### 1 人材育成計画の策定

普及指導員の目標すべき姿、求められる資質・身に付けるべき能力、発展段階に応じた研修体系及びその推進体制等を定めた「長野県普及指導員等人材育成計画」（令和6年3月25日策定）を別に策定する。

### 2 研修の強化に関する事項

#### (1) 全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的資質

ア 普及指導活動の原理に関する知識及び方法

イ 農業者・関係者との信頼関係を構築するためのコミュニケーション力

- ウ 地域課題の解決を図るための、関係機関・団体等との連携を基本にしたコーディネート力
- エ 多様な関係者と農業者・産地をつなぐファシリテーション能力
- オ 作目ごとの基礎的知識、技術
- カ マーケティング、経営、病害虫、土壤肥料、実験計画法（調査研究手法）、担い手、知的財産、農業機械・農作業安全に関する基礎知識

(2) 高度（専門的）な技術及び当該技術に関する知識

- ア 作目ごとの最新の技術
- イ スマート農業技術等先端技術
- ウ 温暖化等気候変動への適応策・緩和策
- エ 有機農業・環境負荷低減技術
- オ 農業生産工程管理（GAP）
- カ 農業資源の活用や農商工連携、農業の6次産業化等
- キ 経営分析・診断、法人化・経営継承等
- ク 野生鳥獣被害防止対策
- ケ その他、必要な事項

### 3 資質向上の方法

普及指導員等の資質向上に当たっては、まず、自己研鑽を積む意識を持つことが重要である。その上で、経験年数や技術及び知識の習得状況に応じて、国・県・支援センタ一段階で体系的・効率的な研修となるよう別に定める「長野県普及職員研修実施要領」により実施する。

(1) 研修の企画

研修の企画に当たっては、専門技術員が今日的な課題や普及指導員のニーズを勘案して、普及職員研修実施計画を立てる。

また、研修実施後は研修効果を把握し、次年度の計画に反映させる。

(2) 研修体系

ア 国段階の研修への派遣

国立研究開発法人等の研究機関で開発される最新かつ高度な技術・知識の習得のほか、全国的な農業の現状及び取り巻く課題についての知識を習得するため、国等が主催する研修を積極的に活用する。

イ 県段階の研修

普及指導員のニーズを踏まえた普及職員研修実施計画に基づき、経験年数や技術及び知識の習得状況に応じた研修を実施する。

(ア) 集合研修

新任者研修、普及指導力強化研修等について、講義のみならず、演習、実習等の手法を取り入れることにより、研修効果の向上を図る。

(イ) 派遣研修

現地課題に対応した県内外の試験研究機関や民間企業等への派遣により先進技術や知識の習得を図る。

ウ 支援センタ一段階

日常の実践的な業務を通じた研修や普及活動を進める上で必要と認められる研修を実施する。

(ア) OJT研修

新任期職員に対しては、日常の業務を通じた普及活動手法の習得等、実践的な指導能力の向

上を図る。また、中堅職員に対しては、普及活動においてリーダーシップを發揮してチーム活動ができるよう能力の向上を図る。

(イ) 職場研修

全県共通課題または地域課題の解決に必要な技術、知識の習得や情報の共有化を図るため、職場段階の研修を計画的に実施する。

#### 第4 普及活動の方法に関する事項

##### 1 活動体制

###### (1) 支援センターの設置

農業者からの高度で多様なニーズや地域課題解決に対応した普及活動が効率的に展開できるよう「長野県組織規則（昭和44年制定第56条）」に基づき、支援センターを置く。

###### (2) 支所の設置

地域的な課題への対応や時間・距離等を考慮し、効率的な普及活動を確保するため、長野県組織規則に基づき支援センターに支所を置く。

###### (3) 支援センターの業務

支援センターは組織体制に基づき、機能分担と相互連携を図りながら、農業改良助長法第12条第2項各号に規定する事務を行い、重点的・効率的な普及活動の展開を図る。

###### (4) 専門技術員、普及指導員（広域担当）の業務

ア 専門技術員は、試験研究機関、行政機関、関係団体及び民間との連携を強化し、組織的・効率的な普及活動に対する支援を行うとともに、普及指導員等の資質向上のための活動を行う。また、公的機関が担うべきことと民間等に委ねることを俯瞰し、普及指導活動に関する総合的な企画調整を行う。

イ 普及指導員（広域担当）は、支援センターと連携し、先進的な農業者や地域リーダー等からの高度かつ専門的な相談に直接対応し、高度な経営課題や先端技術の普及活動を行う。

ウ 県域を越える広域的な課題は、専門技術員及び普及指導員（広域担当）が中心となり、情報収集・提供に努める。

エ すべての専門技術員、普及指導員（広域担当）は、農業革新支援専門員（協同農業普及事業の運営に関する指針第3の2）の業務に当たる。

###### (5) 農業革新支援センター

より高度な専門技術に基づき、試験研究機関等との連携や政策課題等へ対応することにより、支援センターが行う効率的かつ効果的な普及活動を支援するため、専門技術員と普及指導員（広域担当）のネットワークをもって構成する。

###### (6) プロジェクトチームによる活動

農業技術の高度化と地域農業における普及課題の多様化・複雑化の中で、大規模課題、難易度の高い課題、災害対策や病害虫防除等の緊急的な課題を迅速に解決するため、必要に応じて専門技術員及び普及指導員によるプロジェクトチームを編成して活動する。

##### 2 普及活動計画の策定

###### (1) 普及活動計画の策定

普及活動を計画的かつ体系的に展開するため、「普及活動計画策定・評価実施要領」（平成12年1月制定）に基づき、支援センターごとに普及活動計画を毎年度策定する。

普及活動計画は、当該年度に取り組む普及活動課題や内容等について策定し、計画的な普及活

動を展開する。

また、策定に当たっては、振興計画の年次計画、普及活動外部評価による指摘事項、前年度の 普及活動に対する評価や農業者の動向等を踏まえるものとする。

#### (2) 専門技術員活動計画及び普及指導員(広域担当)活動計画の策定

振興計画の目標達成度、支援センターの普及活動計画及び地域の農業振興の課題等を踏まえ、普及指導員等の資質向上及び効率的かつ計画的な普及活動を支援するため、それぞれの活動計画を毎年度策定する。

また、現場における重要な課題については、各支援センターの重点活動計画を重点プロジェクト計画と位置づけ、計画の策定期階から支援センターと連携し課題解決に努める。

### 3 普及活動の方法

第1の普及指導活動の課題に対応して取り組むべき対象者や課題を重点化し、普及活動計画に基づき効率的かつ効果的な普及活動を展開する。

#### (1) 基本的な考え方

##### ア 高度・先進技術の迅速な普及

農業者のニーズに即応した技術の開発や普及の迅速化を図るため、普及に移す技術事項の積極的活用及び農業関係試験場、国立研究開発法人、民間等との連携強化を図り、現地支援研究等現場解決型の調査研究活動等への取組を積極的に進める。

##### イ 中核的経営体・法人経営体に対応する経営改善支援

経営診断や経営計画の作成などの経営管理能力の向上を支援し、経営体自らの経営判断によって新技術やスマート農業技術の導入、多様な販売、農村ビジネスの創造など高度な経営展開ができる農業経営体を育成する。支援手法は、画一的な技術指導にとどまらず、個々の経営体の発展段階に応じて総合的に行う。

##### ウ 地域課題に対応した課題解決支援

市町村農業振興計画や地域計画及び地域の実情を踏まえ、地域の農業振興、農業・農村の活性化のために、関係機関・団体等と連携し、地域課題解決のための支援を行う。

また、活動の過程では、各関係機関が担うべき役割を明確にした上で活動を行うように努めるとともに、農業者が主体的に活動を展開するよう方向付ける。

##### エ 関係機関・団体・食料システム関係者等との連携強化と役割分担

市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体等とのコーディネート機能による連携強化を図りながら、地域の実情に応じてそれぞれの機能を生かした役割分担を行うとともに、民間の専門家等専門的な知識を有する者の活用や連携強化に努め、農業者等の要請に的確かつ迅速に対応する。

また、農業経営者協会、農業士協会、農業法人協会、農村生活マイスター協会の会員等の先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築し、意見・情報交換を密に行う。

なお、普及指導員のOBについても、普及指導活動を補完する観点から必要に応じて連携・活用するよう努める。

#### (2) 普及指導員の活動方法

##### ア 県施策の推進や地域の実情を踏まえ、重要度・緊急度・波及度に配慮し、重点課題及び重点対象者（経営改善に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者及び参入者、経営参画に意欲的な女性農業者等）を選定し、普及活動の選択と集中を図る。

##### イ 普及活動は、普及活動計画に基づいて計画的・組織的に実施するものとし、定期的に開催する

普及活動推進会議等で支援センター内の調整を図る。

- ウ 農政の重点施策や共通課題等に関しては、その背景と地域の実態を十分把握のうえ地域の課題としてとらえ、関係機関・団体との密接な連携のうえ、役割分担を明確にして計画的な普及活動を行う。
- エ 緊急的な課題や先進技術及び地域性の強い技術課題等については、必要に応じて試験研究機関等と連携し、調査研究活動や現地実証を行い、迅速な普及と課題解決を図る。
- オ 行政施策等の企画立案に関し、技術、経営、地域振興、組織育成等、専門的な立場から適切な助言・協力をを行う。
- カ 農業者への栽培及び経営技術指導にあたって経営リスクが想定される場合は、十分な理解が得られるよう、必要に応じて、専門技術員や普及指導員（広域担当）と連携を図りながら指導する。
- キ 効率的、効果的な普及活動を展開するため、タブレット端末等情報通信ツールを積極的に活用する。
- ク 普及に移す農業技術、農作物生育状況、普及活動など各種農業関連情報の収集・整理に努め、SNS、ホームページなどの活用により農業者への迅速な情報提供を行う。

#### 4 普及活動の評価

普及活動課題は、活動実績や成果目標の達成状況の確認を行う内部評価と外部有識者等を評価者とする外部評価を実施し、次年度以降の普及活動計画に反映させることを通じて、普及活動の改善を行う。

##### (1) 内部評価

支援センターは、全普及活動課題について、月末に当月の活動結果を評価し、翌月の活動に反映させるほか、年度の中間に当たる9月には半年間の活動結果を評価し、進行管理を行う。また、年度末には普及活動計画の策定に先立って年間評価を行い、次年度の計画策定に反映させる。

##### (2) 外部評価

農業技術課は、農業技術課及び支援センターの普及活動の課題選定や成果等について「長野県普及活動 外部評価実施要領」（令和7年12月制定）に基づき、外部有識者等による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画策定に反映させることを通じて、普及活動及びその体制の改善を行う。

#### 5 調査研究

普及活動における専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、「長野県普及指導員等調査研究活動実施要領」（平成20年3月制定）に基づき、計画的、組織的に調査研究を行い、課題解決や普及指導員等の資質向上に資するものとする。成果は広く情報発信し、有効活用を図る。

#### 6 試験研究機関との連携

試験研究成果や開発技術の迅速な現地適応と普及・拡大は、普及事業の基本的活動の一つであり、「試験研究課題設定要領」（昭和51年7月制定）及び「普及に移す農業技術の取扱要領」（昭和51年9月制定）等に基づき、密接な連携を図りながら普及活動を行う。

##### (1) 試験研究に対する要望・提案事項の提言

普及活動を通じて把握した現場課題やニーズは、試験研究機関へ新しい研究課題として提言し、必要に応じて研究開発に企画段階から参画する。

## (2) 試験研究成果の普及

### ア 県の試験研究成果の普及

普及技術検討会において決定された「普及に移す農業技術」については、地域の各種条件を踏まえた適応性等について検討の上、迅速な普及に努める。

### イ 研究成果のフォローアップとフィードバック

普及組織においては、普及技術等研究成果の地域への定着に向けフォローアップに努めるとともに、現場での普及における課題を整理し、研究課題設定や研究推進等にフィードバックする。

### ウ 県以外の試験研究機関等で開発された技術の活用

専門技術員、普及指導員（広域担当）が中心となって、関連する情報の収集と分析・検討を行い、課題解決のために有効と判断される新技術等については、指導資料として情報提供する。

## 7 農業研修教育の充実強化

優れた農業の担い手の育成と確保を図るため、農業大学校は支援センター、試験研究機関、関係機関等と連携し、農業経営に必要な高度で専門的な知識と実践的活動による技術の習得を推進する。

また、農業に対する理解を深め関心を高めるため、農業体験研修等を実施する。

### (1) 農業大学校における教育及び研修

農業の発展に寄与することを目的として、農業・農村を担う者を養成するため、長野県農業大学校条例(昭和 50 年 12 月制定)に基づいて農業大学校を設置する。

ア 農学部は、青年農業者等農業及び地域を担うべきリーダーとしての優れた人材を養成するため、専門的かつ幅広い知識と技術を理論的に学習させるとともに、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）に関する教育、企業並びに教育機関及び研究機関と連携したスマート農業の講義を始めとした、実践的かつ企業的な経営感覚を養う教育を総合的に実施する。

また、学生の就農支援のため、就農相談や農業法人等の求人に対する橋渡し等の支援を行うとともに、卒業時の就農支援が円滑に引き継げるよう、支援センターや関係機関と卒業前から密に連携し、卒業生の状況に応じた支援に努める。

イ 研修部においては、新規就農希望者等に対する体験研修、就農するために必要な知識技術及び先進農業者・里親農業者の下での研修、農業経営に必要な農業機械等の技術向上研修、移住定住者に対する農業体験研修、農業への理解を深めるために児童に対する農業体験研修を実施する。

ウ 新規就農者や農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、必要に応じて研修の補完を実施する。

エ 学校教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、それらを踏まえて教育内容等の改善に努める。

### (2) 先進的農業者等との連携

新規就農希望者等に対し、農業経営者協会の会員や里親登録農業者等の先進的な農業者や先端的な機械・施設を有する民間企業等との連携により、実践的な農業技術の習得と就農意欲の向上を図り、円滑な就農を支援する。

### (3) 学校教育との連携

#### ア 義務教育段階

農業に対する正しい理解と親しみを深める観点から、学童農園や学校花壇の設置、地域農業の副読本の作成・活用、教員への農業研修・農作業体験及び農業施設の見学等を支援する。

#### イ 高校教育段階

農業高校生等を対象に、学校・保護者と一体となって、就農への啓発活動や、自営志望者に対する就農相談活動及び先進農家体験実習等を実施するとともに、学校農業クラブと農業青年等との交流により、就農に対する意欲の醸成に努める。

### 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

#### 1 各種行政施策の活用

農業の担い手育成・農業経営及び地域農業の振興等のため、必要に応じて制度資金や補助事業等の活用を普及活動計画に位置付け、関係行政機関等と密接な連携のもと積極的に推進する。

- (1) 日常の普及活動を通じ、施策・制度、事業等について農業者等に周知・普及する他、地域の実態や農業者の意向把握に努め、関係機関への提言や情報提供を行う。
- (2) 制度資金の活用に当たっては、農業者の自主的な経営改善意欲に配慮しつつ、金融機関等と連携し適切な利活用について指導・助言し、借入れ後の指導を継続的に行う。
- (3) 補助事業等の円滑な推進を図るため、計画段階から積極的に参画し、事業導入の効果が十分に表れるよう各段階に応じて技術・経営面等総合的な指導・助言を行う。